

令和 8 年 6 月
高知県議会定例会議案
(条例その他)

令和8年6月高知県議会定例会議案目録

○ 条 例 そ の 他

第 2 号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案……………	1
第 3 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する 条例議案……………	2
第 4 号	高知県税条例の一部を改正する条例議案……………	3
第 5 号	高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例 の一部を改正する条例議案……………	7
第 6 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事 業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部 を改正する条例議案……………	8
第 7 号	高知県認定こども園条例等の一部を改正する条例議案……………	9
第 8 号	高知空港国際線ターミナルビルの指定管理者の指定に関する議 案……………	13
第 9 号	県有財産（災害対応車両）の取得に関する議案……………	14
第 10 号	国道494号（第二川ノ内組橋上部工）防災・安全交付金工事請 負契約の締結に関する議案……………	15
報 第 1 号	令和7年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告……………	16
報 第 2 号	高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告……………	19

条 例 そ の 他 議 案

第 2 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 25 日 提出

高知県知事 濱田 省司

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「2,160円」を「2,880円」に改める。

- (1) 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）第13条第2項の表21の項
- (2) 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）第16条第2項の表6の項
- (3) 警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）第13条第2項の表14の項

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の職員の条例」という。）、この条例による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の公立学校職員の条例」という。）及びこの条例による改正後の警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の警察職員の条例」という。）の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の職員の条例、改正後の公立学校職員の条例及び改正後の警察職員の条例の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後の勤務に係る特殊勤務手当の支給について適用し、同日前の勤務に係る特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。

（特殊勤務手当の内払）

- 3 改正後の職員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の職員の給与に関する条例、この条例による改正前の公立学校職員の給与に関する条例又はこの条例による改正前の警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、それぞれ改正後の職員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

第 3 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 25 日 提出

高知県知事 濱田 省司

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年高知県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中クをケとし、キをクとし、力をキとし、オを力とし、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 県内の病院又は診療所（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院又は診療所をいう。）の運営又は管理を行う医療法人その他の法人であって、県がその事業に参画し、又は協力することが県の施策の推進に有益であると認められるもので、人事委員会規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 4 号

高知県税条例の一部を改正する条例議案

高知県税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 25 日 提出

高知県知事 濱田 省司

高知県税条例の一部を改正する条例

高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第17号中「第22条の4第1項及び第3項」を「第22条の4第1項、第3項及び第4項」に、「又は差押え」を「、差押え」に、「等の」を「又は電磁的記録提供命令等の」に改め、同項中第20号を第21号とし、第19号を第20号とし、第18号を第19号とし、第17号の次に次の1号を加える。

（18） 法第22条の11第2項の規定に基づく裁判官に対する電磁的記録提供命令をする場合の許可状の提示等に係る住居等への立入りの許可の請求に関する事項
第40条の5第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第45条の3の3第1項に規定する総務省令で定めるところにより、同条第2項各号に掲げる事項を記載した申告書を、法第317条の3の3第1項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

- （1） 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- （2） 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第32条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第45条の3の2第1項第2号に規定する配偶者をいい、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号において同じ。）（退職手当等（法第50条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に

係る所得を有する者に限る。)又は法第23条第1項第9号に規定する扶養親族(年齢16歳未満の者又は法第34条第1項第11号に規定する控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは法第34条第1項第12号に規定する特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第32条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において法第45条の3の3第1項第3号に規定する政令で定める金額に満たない者を除く。)であつて、法第23条第1項第10号に規定する障害者、法第23条第1項第11号に規定する寡婦若しくは法第23条第1項第12号に規定するひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は法第34条第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。)若しくは法第34条第1項第12号に規定する特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第40条の5第2項中「第45条の3の3第2項」を「第45条の3の3第3項」に、「第317条の3の3第2項」を「第317条の3の3第3項」に改め、同条第4項中「第45条の3の3第4項」を「第45条の3の3第5項」に、「第317条の3の3第4項」を「第317条の3の3第5項」に改める。

第75条の2第1項中「限る。)」を「限る。)(次に掲げる住宅(当該住宅に係る建築確認を受けた時において、当該住宅の建築をする土地の全部が第1号アからオまでに掲げる区域外又は都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化調整区域(第2号において「市街化調整区域」という。)のうち第2号ア若しくはイに掲げる区域外にあった場合における当該住宅を除く。第83条第1項において「特定区域内住宅」という。)の新築(新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。))を除く。)」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 次に掲げる区域内にある住宅(当該住宅の一部が次に掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の二親等以内の親族が居住の用に供し、又は供していた住宅でその居住の用に供し、又は供していた期間として政令第37条の18第1項で定める期間が5年以上であるもののうち政令第37条の18第2項で定めるものの建替えにより新築された住宅を除く。)

ア 建築基準法第39条第1項の災害危険区域で法第73条の14第1項第1号イに規定する総務省令で定めるもの

イ 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域

ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域

エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法

律第57号) 第9条第1項の土砂災害特別警戒区域

オ 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域

(2) 市街化調整区域のうち次に掲げる区域内にある住宅(当該住宅の一部がアに掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、建替えにより新築された住宅及び農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供する住宅を除く。)

ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域

イ 水防法(昭和24年法律第193号)第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域で法第73条の14第1項第2号ロに規定する総務省令で定めるもの

第75条の2第3項中「第37条の18第1項」を「第37条の19第1項」に、「第37条の18第2項」を「第37条の19第2項」に、「第37条の18第3項」を「第37条の19第3項」に改める。

第83条第1項中「住宅(」を「住宅(特定区域内住宅を除くものとし、」に改める。

付則第9条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「平成21年から令和7年まで」を「平成21年から令和12年まで」に改め、同条第3項中「同条第16項」を「同条第12項」に改める。

付則第11条中「令和9年8月31日」を「令和14年8月31日」に改める。

付則第17条中「の新築を令和13年3月31日まで」を「(第75条の2第1項に規定する特定区域内住宅を除く。)の新築を令和11年4月1日から令和13年3月31日までの間」に、「当該取得が令和13年3月31日まで」を「当該取得が令和11年4月1日から令和13年3月31日までの間」に改める。

付則第23条の2第4項の表中「第155条の4」を「第147条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 付則第11条及び第23条の2の改正規定 公布の日

(2) 第5条の改正規定 令和9年10月1日

(3) 第75条の2第1項、第3項及び第83条第1項並びに付則第17条の改正規定並びに第4項から第6項までの規定 令和11年4月1日

(個人の県民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の高知県税条例(以下「新条例」という。)第40条の5第1項、第2項及び第4項の規定は、この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)について提出

する新条例第40条の5第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の高知県税条例第40条の5第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 3 新条例付則第9条第1項及び第3項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

- 4 新条例第75条の2第1項及び第3項の規定は、第1項第3号に掲げる規定の施行の日（以下「3号施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 5 新条例第83条第1項の規定は、3号施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 6 新条例付則第17条の規定は、3号施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

第 5 号

高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する
条例議案

高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和 8 年 6 月 25 日 提出

高知県知事 濱田 省司

高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する
条例

高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例（平成27年高知県条例第
68号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和10年 3 月 31 日」に改める。

第 4 条第 1 項本文、第 1 号及び第 3 号中「所得金額又は」を「所得又は」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の高知県地方活力向上地域における県税の特
例措置に関する条例の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

第 6 号

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 25 日 提出

高知県知事 濱田 省司

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和 3 年高知県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 80 号。次項において「令和 7 年内閣府令第 80 号」という。）第 3 条」を「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和 7 年内閣府令第 104 号。次項において「令和 7 年内閣府令第 104 号」という。）附則第 8 条」に改め、同条第 2 項中「令和 7 年内閣府令第 80 号第 4 条」を「令和 7 年内閣府令第 104 号附則第 9 条」に改め、同条第 3 項中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 92 号）第 1 条」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和 8 年内閣府令第 10 号）第 1 条及び第 4 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項及び第 2 項の改正規定は、令和 8 年 12 月 25 日から施行する。

第 7 号

高知県認定こども園条例等の一部を改正する条例議案

高知県認定こども園条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 25 日 提出

高知県知事 濱田 省司

高知県認定こども園条例等の一部を改正する条例

(高知県認定こども園条例の一部改正)

第 1 条 高知県認定こども園条例（平成18年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「附則第 2 項、第 4 項及び第 8 項から第13項まで」を「附則第 2 項、第 4 項及び第 8 項から第14項まで」に改め、同条第 3 号中「第 8 条の 2」を「第 8 条の 2、第 8 条の 3」に改める。

第 8 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第 8 条の 3 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第 6 項において準用する法第 6 条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第69号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条及び別表の 7 の(12)において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。別表の 7 の(12)において同じ。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第 9 条第 2 項中「35人」を「30人」に改める。

第10条第 1 項及び第 3 項の表備考 1 中「指導保育教諭」を「指導保育教諭、主務保育教諭」に改め、同表備考に次のように加える。

5 この表の備考 1 に定める者については、1 人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及

び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、同備考に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第10条第5項第2号中「主幹養護教諭」を「主幹養護教諭、主務養護教諭」に改める。

第16条中「別表の7の(11)及び(12)」を「別表の7の(11)及び(13)」に改める。

第17条中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改める。

附則第9項中「主幹養護教諭」を「主幹養護教諭、主務養護教諭」に改め、附則第13項中「附則第9項から前項まで」を「第10条第3項の表備考5及び附則第9項から前項まで」に、「第10条第3項の表備考1」を「同表備考1」に、「小学校教諭等免許状所持者」を「特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者」に改め、附則に次の2項を加える。

14 第10条第3項の表備考5及び附則第11項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考1に定める者(同表備考5ただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(連携型外認定こども園の職員の数に係る特例)

15 別表の2の(5)の規定により同表の2の(1)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者を特定理学療法士等をもって代える場合においては、当該特定理学療法士等の総数は、同表の1の(1)の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

別表の1の(2)中「35人」を「30人」に改め、同表の2中

「(4) 連携型外認定こども園の長(連携型外認定こども園の一体的な管理運営をつかさどる者をいう。以下同じ。)は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう、当該連携型外認定こども園の管理及び運営を行う能力を有すること。」

を

「(4) 連携型外認定こども園の長(連携型外認定こども園の一体的な管理運営をつかさどる者をいう。以下同じ。)は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう、当該連携型外認定こども園の管理及び運営を行う能力を有すること。」

(5) (1)及び(2)により置かなければならない保育士の資格を有する者については、1人に限って、当該連携型外認定こども園に勤務する特定理学療法士等をもって代えることができること。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこと。」

に改め、同表の4の(1)中「第6条」を「第5条」に改め、同表の7中

「(12) 連携型外認定こども園においては、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下(12)において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。」

を

「(12) 連携型外認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない。」

(13) 連携型外認定こども園においては、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下(13)において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。」

に改める。

（高知県認定こども園条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例（令和6年高知県条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「幼保連携型認定こども園」を「幼保連携型認定こども園（次項において「幼保連携型認定こども園」という。）」に、「次項において「新条例」という。）第10条第3項の規定」を「以下「新条例」という。）第10条第3項の規定（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）」に、「次項において「旧条例」という。）第10条第3項の規定」を「以下「旧条例」という。）第10条第3項の規定（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）」に改め、附則第3項中「高知県認定こども園条例第2条第2号に規定する連携型外認定こども園」を「連携型外認定こども園」に、「新条例別表の1の(1)」を「新条例別表の1の(1)のエ」に、「旧条例別表の1の(1)」を「旧条例別表の1の(1)のエ」に改め、同項を附則第5項とし、同項の前に次の2項を加える。

3 幼保連携型認定こども園において、園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3

月31日までの間、新条例第10条第3項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、旧条例第10条第3項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

- 4 高知県認定こども園条例第2条第2号に規定する連携型外認定こども園（次項において「連携型外認定こども園」という。）において、子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、新条例別表の1の(1)のウの規定は、適用しない。この場合において、旧条例別表の1の(1)のウの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中高知県認定こども園条例第6条第3号の改正規定、第8条の2の次に1条を加える改正規定、第16条の改正規定並びに別表の4の(1)及び同表の7の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における1学級の園児数については、第1条の規定による改正後の高知県認定こども園条例（次項において「新条例」という。）第9条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。
- 3 この条例の施行の際現に存する連携型外認定こども園における1学級の子どもの数については、新条例別表の1の(2)の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

第 8 号

高知空港国際線ターミナルビルの指定管理者の指定に関する議案

高知空港国際線ターミナルビルの設置及び管理に関する条例（令和 8 年高知県条例第 1 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり指定管理者として指定する。

令和 8 年 6 月 25 日 提出

高知県知事 濱田 省司

- 1 施設の名称
高知空港国際線ターミナルビル
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
南国市久枝乙 58 番地
高知空港ビル株式会社
- 3 指定期間
令和 8 年 12 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

第 9 号

県有財産（災害対応車両）の取得に関する議案

次の災害対応車両を取得するものとする。

令和 8 年 6 月 25 日 提出

高知県知事 濱田 省司

取得する災害対応車両

- 1 種類及び数量
自走式シャワーカー 5 台
- 2 車種名
アクアシャワーレスキュー C A R
- 3 製造者名
アクアデザインシステム株式会社

第 10 号

国道494号（第二川ノ内組橋上部工）防災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案

国道494号（第二川ノ内組橋上部工）防災・安全交付金工事の請負について、次のとおり契約を締結する。

令和8年6月25日提出

高知県知事 濱田 省司

- 1 工事名
国道494号（第二川ノ内組橋上部工）防災・安全交付金工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
644,578,000円
- 4 契約の相手方
高知市南宝永町5番11号
オリエンタル白石株式会社高知営業所
- 5 完成期限
令和9年10月5日

報 第 1 号

令和7年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

令和7年度高知県一般会計補正予算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和8年3月31日に別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

令和8年6月25日提出

高知県知事 濱田 省司

別 紙

令和 7 年度高知県一般会計補正予算

令和 7 年度高知県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 3 月 3 1 日 専 決

高 知 県 知 事 濱 田 省 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 地方譲与税		16,896,994	697,759	17,594,753
	1 地方揮発油税	1,899,000	△ 110,186	1,788,814
	2 石油ガス税	45,000	7,584	52,584
	3 航空機燃料税	4,800	591	5,391
	4 森林環境税	266,855	△ 28,064	238,791
	5 自動車重量税	81,339	2,081	83,420
	6 特別法人 事業譲与税	14,600,000	825,753	15,425,753
5 地方交付税		190,817,950	1,048,598	191,866,548
	1 地方交付税	190,817,950	1,048,598	191,866,548
6 交通安全対策 特別交付金		143,210	△ 19,164	124,046
	1 交通安全対策 特別交付金	143,210	△ 19,164	124,046
12 繰 入 金		23,231,029	△ 1,727,193	21,503,836
	2 基金繰入金	22,668,240	△ 1,727,193	20,941,047
歳 入 合 計		501,659,948		501,659,948

高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告

高知県税条例等の一部を改正する条例（令和8年高知県条例第24号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき下記のとおり専決したので、報告し、承認を求める。

令和8年6月25日提出

高知県知事 濱田 省司

記

高知県税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月31日専決

高知県知事 濱田 省司

高知県税条例等の一部を改正する条例

（高知県税条例の一部改正）

第1条 高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第155条の13」を「第155条」に改める。

第5条第3項第3号を削り、同項第4号中「の種別割（法第145条第2号に規定する種別割をいう。以下同じ。）」を削り、「第155条の3ただし書」を「第146条ただし書」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「の種別割」を削り、同号を同項第4号とする。

第26条中「第155条の7第4項」を「第150条第5項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2号中「若しくは法第74条の10第1項若しくは第3項」を「又は法第74条の10第1項若しくは第3項」に改め、「又は法第161条第1項の規定による申告書」を削り、同条第4号中「又は第161条第2項」を削る。

第36条第3項中「に係る所得を」を「（法第23条第1項第15号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）に係る所得を」に改める。

第77条第1項中「10万円」を「16万円」に、「23万円」を「66万円」に、「12万円」

を「34万円」に改める。

第86条の4第1項中「第153条において同じ。」を削る。

第142条第1項中「第145条第3号」を「第145条」に、「第155条の12」を「第154条」に、「当該自動車の取得者に環境性能割によって、当該自動車の所有者」を「その所有者」に、「種別割を」を「自動車税を」に改め、「種別割によって、それぞれ」を削り、同条第2項を削る。

第143条第1項中「自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する自動車の取得者（以下「自動車の取得者」という。）及び」を「買主を」に改め、同条第2項中「自動車の取得者及び」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第144条（見出しを含む。）及び第145条（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

第146条から第155条の2までを削る。

第155条の3の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1号中「道路運送車両法第4条」を「道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条」に改め、同条を第146条とする。

第155条の4の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第1号ア（ア）中「第149条第1項第1号」を「附則第12条の3第1項」に改め、同条第2項中「種別割」を「自動車税」に、「同項」を「同項（同号に係る部分に限る。）」に改め、同条を第147条とする。

第155条の5（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第148条とする。

第155条の6（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第149条とする。

第155条の7の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第2項中「新規登録」を「道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「新規登録」という。）」に、「第177条の10第1項」を「第157条第1項」に、「種別割」を「自動車税」に、「第155条の5」を「第148条」に改め、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に、「種別割額」を「自動車税額」に改め、同条第4項中「種別割額」を「自動車税額」に改め、同条第5項及び第6項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第150条とする。

第155条の7の2（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第150条の2とする。

第155条の8の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「自動車税」に、「移転登録」を「道路運送車両法第13条第1項の規定による移転登録（次項において「移転登録」という。）」に、「第177条の13第1項」を「第160条第1項」に改め、同項第2号中「第155条の3」を「第146条」に改め、同項第5号中「第

146条第3項」を「第146条第2項」に改め、同条第2項中「第177条の13第1項」を「第160条第1項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第151条とする。

第155条の9（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第152条とする。

第155条の10の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「種別割額」を「自動車税額」に改め、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第153条とする。

第155条の11第1項中「種別割額」を「自動車税額」に、「当該種別割の」を「当該自動車税の」に、「第177条の10第2項」を「第157条第2項」に、「種別割に」を「自動車税に」に改め、同条を第153条の2とする。

第155条の12の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「第145条第3号」を「第145条」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同項第1号中「身体障害者」を「身体に障害を有し、歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下この条において「身体障害者」という。）」に改め、同項第2号中「重度身体障害者等」を「身体障害者のうち規則で定める重度の障害を有する者（以下この号において「重度身体障害者」という。）又は精神に障害を有し、歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下この号において「精神障害者」という。）（以下この号において「重度身体障害者等」という。）」に改め、同条第2項中「身体障害者等」を「身体障害者等（身体障害者又は精神障害者をいう。）」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第1号中「種別割の」を「自動車税の」に、「種別割額」を「自動車税額」に改め、同項第2号中「種別割の」を「自動車税の」に、「第177条の10第1項」を「第157条第1項」に、「種別割に」を「自動車税に」に、「種別割額」を「自動車税額」に改め、同条第4項中「種別割」を「自動車税」に、「免許情報記録個人番号カード」を「免許情報記録個人番号カード（道路交通法（昭和35年法律第105号）第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下この条において同じ。）」に改め、同項第2号の2中「免許情報記録の番号」を「免許情報記録（道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録をいう。以下この号において同じ。）の番号」に改め、同条第5項中「特定免許情報」を「特定免許情報（道路交通法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。）」に改め、同条第6項及び第7項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第154条とする。

第155条の13（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第155条とする。

付則第9条の前の見出し及び同条を削る。

付則第9条の2に見出しとして「（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）」を

付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条及び次条において「居住年」という。）が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項」を「には、法附則第5条の4第1項」に、「合計額」を「合計額（居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）を加算した額）」に改め、同条第2項中「付則第9条の2第1項」を「付則第9条第1項」に改め、同条を付則第9条とする。

付則第9条の2の2第1項中「付則第9条及び」及び「付則第9条第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、」を削り、同条第2項中「付則第9条及び」及び「付則第9条第1項中「法附則第5条の4第1項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第1項」と、」を削り、「附則第5条の4の2第1項」を「附則第5条の4第1項」に改め、同条を付則第9条の2とする。

付則第9条の2の3第2項中「付則第9条の2の3第1項」を「付則第9条の2の2第1項」に改め、同条を付則第9条の2の2とする。

付則第9条の2の4中「第9条の2第1項」を「第9条第1項」に改め、同条を付則第9条の2の3とする。

付則第9条の2の5中「第9条の2第1項」を「第9条第1項」に改め、同条を付則第9条の2の4とする。

付則第16条及び第17条中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

付則第21条第1項中「第3項において同じ。」を削り、「以下この条」を「福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限る。以下この項」に、「令和8年3月31日まで」を「令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間」に改め、同条第2項中「被災家屋」を「東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋」に、「土地（」を「土地（福島県の区域内にあるものに限る。）」に、「令和8年3月31日まで」を「令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間」に改め、同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「所在していた農用地」を「所在していた農用地（農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地をいう。）」に改め、同項を同条第5項とする。

付則第22条の5から第22条の10までを次のように改める。

第22条の5から第22条の10まで 削除

付則第23条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第149条第1項第1号

に規定する電気自動車」を「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの」に、「同項第2号に規定する天然ガス自動車」を「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項に規定する総務省令で定めるもの」に、「法附則第12条の3第1項」を「同項」に、「法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条において」を「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の同項に規定する総務省令で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の3第1項に規定する総務省令で定めるものをいう。以下」に、「第155条の4第1項第3号ア(ア)に」を「第147条第1項第3号ア(ア)に」に、「第155条の12第1項」を「第154条第1項」に改め、「の種別割」を削り、「第155条の4第1項及び第2項」を「第147条第1項及び第2項」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。以下この条において同じ。）又は石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法附則第12条の3第1項第1号に規定する総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）に該当するものを除く。次号において同じ。）で平成27年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車（平成29年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

付則第23条第1項の表中「第155条の4」を「第147条」に改める。

付則第23条第2項中「第155条の4第1項及び第2項」を「第147条第1項及び第2項」に、「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同項第2号中「第147条第1項第1号ア(ア) a に規定する排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号及び次項各号において「排出ガス保安基準」という。）」に、「法第149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準」を「道路運送車両法第41条第1項の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第2項第2号に規定する総務省令で定めるもの」に改め、同項第3号中

「法第149条第1項第3号に規定する」を削り、同項第4号から第6号までを削り、同項の表中「第155条の4」を「第147条」に改める。

付則第23条第3項を次のように改める。

- 3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対する第147条第1項第1号ア及び第4号アの規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和8年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車（充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第3項第1号に規定する総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第3項第1号に規定する総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第149条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の3第3項第1号に規定する総務省令で定めるエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であって令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であって令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので法附則第12条の3第3項第1号に規定する総務省令で定めるもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第3項第2号に規定する総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第3項第2号に規定する総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値

以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので同号に規定する総務省令で定めるもの

- (3) 軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第3項第3号に規定する総務省令で定めるもの又は道路運送車両法第41条第1項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第3項第3号に規定する総務省令で定めるものに適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので同号に規定する総務省令で定めるもの

付則第23条の2第1項中「法第146条第2項」を「道路運送車両法第2条第5項」に改め、「の種別割」を削り、「第155条の4第1項」を「第147条第1項」に改め、同条第2項中「の種別割」を削り、同条第3項中「第155条の12第1項」を「第154条第1項」に、「法第146条第2項」を「道路運送車両法第2条第5項」に改め、「の種別割」を削り、「第155条の12第3項」を「第154条第3項」に改め、同条第4項中「の種別割」を削り、「第155条の12第3項の」を「第154条第3項の」に改め、同項の表中「第155条の12」を「第154条」に改める。

付則第30条の2第2項第3号中「、第9条第1項及び第9条の2第1項」を「及び第9条第1項」に改め、同項第4号中「付則第9条の2の4及び第9条の2の5」を「付則第9条の2の3及び第9条の2の4」に改め、同条第5項第3号中「、第9条第1項及び第9条の2第1項」を「及び第9条第1項」に改め、同項第4号中「付則第9条の2の4及び第9条の2の5」を「付則第9条の2の3及び第9条の2の4」に改める。

付則第35条中「付則第9条の2第3項及び第9条の2の2第3項」を「付則第9条第3項及び第9条の2第3項」に改める。

(高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の一部改正)

第2条 高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例（平成14年高知県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第4条の前の見出し及び同条を削る。

第5条に見出しとして「（自動車税の課税免除）」を付し、同条第1項中「供する自動車」を「供する自動車（地方税法第145条に規定する自動車をいう。以下この条において同じ。）」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削り、同条を第4条とし、第6条を第5条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の高知県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和 7 年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

- 3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

- 4 施行日前に高知県税条例第130条第 1 項若しくは第 2 項に規定する軽油の引取り、同条第 3 項の燃料炭化水素油の販売、同条第 4 項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第 5 項の炭化水素油の消費若しくは同条例第131条第 1 項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第130条第 6 項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

- 5 新条例の規定中自動車税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の自動車税について適用する。
- 6 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 7 前項の規定によりなお従前の例によることとされたこの条例による改正前の高知県税条例（以下この項において「旧条例」という。）第153条第 1 項又は第154条第 1 項の規定により納税義務を免除される自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金に係る旧条例第153条第 5 項若しくは第154条第 2 項の規定による還付又は旧条例第153条第 6 項（旧条例第154条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による充当については、なお従前の例による。
- 8 令和 7 年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。